鹿屋市告示第　87　号

鹿屋市障がい福祉施設ＬＰガス高騰対策支援事業実施要綱を次のように定めた。

令　和　8　年　3　月　19　日

鹿屋市長　　郷　原　　拓　男

令　和　8　年　3　月　19　日　　決　裁

鹿屋市障がい福祉施設ＬＰガス及び食材費高騰対策支援事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、ＬＰガス及び食材費（以下「光熱費等」という。）が高騰する中、障害福祉サービス等の報酬制度の下で運営を行っている障がい福祉施設が独自の価格転嫁ができず、運営に大きな影響が生じていることから、障がい福祉施設が安定した障害福祉サービス等の提供を継続できるよう、光熱費等の価格高騰分の一部を支援するために鹿屋市障がい福祉施設ＬＰガス及び食材費高騰対策支援給付金を支給する事業（以下「給付金支給事業」という。）を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障害福祉サービス等　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第５条第１項に規定する障害福祉サービス及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の２の２第１項に規定する障害児通所支援をいう。

(2) 通所系事業所　障害福祉サービス等のうち、療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業所をいう。

(3) 支給対象施設　鹿屋市内に所在し、令和８年３月１日現在で障害福祉サービス等を行う事業所として指定を受けている施設のうち、鹿屋市（以下「市」という。）が障害福祉サービス等の支給決定を行った者に対して令和７年10月から令和８年２月までの間に障害福祉サービス等の提供を行った施設であり、かつ、市長が別に定める日までに支給対象施設申出書（別記第１号様式）により、令和８年１月１日以後にＬＰガスを使用している施設又は令和７年４月１日以後に食材の提供を行っている施設として申出を行った施設をいう。ただし、次に掲げる施設を除く。

ア　令和８年３月１日時点で休止している施設

イ　給付金支給事業の趣旨に照らして適当でないと市長が認めたものが設置する施設

(4) 給付金　前条の趣旨に基づき、市によって支給される鹿屋市障がい福祉施設ＬＰガス及び食材費高騰対策支援給付金をいう。

(5) 対象者　支給対象施設を運営する法人等をいう。

(6) 定員数　令和８年３月１日現在で鹿児島県に届出がされている支給対象施設の定員数をいう。

（給付金の額）

第３条　対象者に対して支給する給付金の額は、別表左欄に掲げる給付金の種類ごとに、同表中欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる額とする。この場合において、２以上の支給対象施設を運営している対象者にあっては、当該額を合算した額とする。

（支給の回数）

第４条　給付金の支給は、１対象者につき１回限りとする。

（支給の通知等）

第５条　市長は、支給する給付金の額を決定した場合は、対象者に対し、給付金の支給の通知を行う。

２　対象者は、前項の通知を受けた際、受給辞退申出書（別記第２号様式）により、給付金の受給の拒否を申し出ることができる。

３　市長は、市長が別に定める日までに前項の申出がないときは、給付金の贈与契約が成立したものとみなして、速やかに対象者に対して給付金を支給する。

（支給の方式）

第６条　給付金の支給は、第１号に掲げる方式により行う。ただし、給付金の支給に支障が生じるおそれがある場合その他同号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り、第２号に掲げる支給方式により行う。

(1) 登録口座振込方式　鹿屋市障がい福祉施設ＬＰガス及び食材費高騰対策支援事業実施要綱（令和５年鹿屋市告示第306号）第２条第４号に規定するＬＰガス給付金又は同条第５号に規定する食材費給付金の振込口座、鹿屋市障がい福祉施設ＬＰガス高騰対策支援事業実施要綱（令和５年鹿屋市告示第431号）第２条第４号に規定する給付金の振込口座又は鹿屋市障がい福祉施設ＬＰガス及び食材費高騰対策支援事業実施要綱（令和７年鹿屋市告示第82号）第２条第４号に規定する給付金の振込口座（以下「登録口座」という。）に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式　登録口座の登録がない対象者又は登録口座以外の口座への振込みを希望する対象者が前条第３項に規定する日までに振込口座申出書（別記第３号様式）により振込口座を届け出た場合に当該届出をされた口座に振り込む方式

（給付金の支給等に関する周知）

第７条　市長は、給付金支給事業の実施に当たり、支給対象施設の要件、支給の方法その他の給付金支給事業の概要について広報その他の方法により、障害福祉サービス等の提供を行っている障がい福祉施設を運営する法人等に周知を行う。

（振込みができなかった場合の取扱い）

第８条　市長が第５条第３項及び第６条の規定により給付金を支給する手続を行ったにもかかわらず、口座の解約、変更等による振込不能その他対象者の責に帰すべき事由により令和９年３月15日までに振込みが完了できない場合は、市と当該対象者との間の給付金に係る贈与契約は解除される。

（贈与契約の解除）

第９条　市長は、第５条第３項の規定による支給を行った後に、支給要件に該当しない事実等が発覚した場合は、市と当該対象者との間の給付金に係る贈与契約を解除することができる。

（不当利得の返還）

第10条　市長は、給付金を支給した後に支給対象施設の要件に該当しないことが判明した場合又は偽りその他不正の手段により対象者が給付金を受給した場合は、当該対象者に対し、支給した給付金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第11条　給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第12条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和８年３月19日から施行する。

２　この要綱は、令和９年３月31日限り、その効力を失う。

３　第９条及び第10条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表（第３条関係）

給付金の種類	区分	給付金の額
ＬＰガス給付金	通所系事業所	3,000円
	施設入所支援（定員40人以下）	10,000円
	施設入所支援（定員41人以上）	16,000円
	共同生活援助（定員40人以下）	10,000円
	共同生活援助（定員41人以上）	16,000円
食材費給付金	通所系事業所	23,000円
	施設入所支援	定員数に4,000円を乗じて得た額
	共同生活援助	定員数に4,000円を乗じて得た額

別記
第１号様式（第２条関係）

年　　月　　日

鹿屋市長　　様

支給対象施設申出書

下記のとおり、　　年度鹿屋市障がい福祉施設ＬＰガス及び食材費高騰対策支援事業実施要綱に規定する支給対象施設を運営していることを申し出ます。

記

１　対象者情報

法人等所在地	
法人等名	
代表者　職・氏名	

２　支給対象施設

No.	サービスの種類	事業所名	ＬＰガス		食材費	
			申出	定員	申出	定員

※ＬＰガス及び食材費の申出欄は、支給対象の申し出を行う場合に○を記入する。

３　確認事項（以下の要件を確認し、○を記入してください。）

	上記２の支給対象施設は、鹿屋市障がい福祉施設ＬＰガス及び食材費高騰対策支援事業実施要綱第２条第３号に規定する支給対象施設に該当します。
	上記２の支給対象施設において、令和８年１月１日以降にＬＰガスを使用又は令和７年４月１日以降に食材の提供を行っています。（検針伝票、領収書の写し等を添付）

第２号様式（第５条関係）

年　　月　　日

鹿屋市長　　様

受給辞退申出書

下記の支給対象施設については、　　年度鹿屋市障がい福祉施設ＬＰガス及び食材費高騰対策支援給付金の受給を辞退することを申し出ます。

記

法人等名		
役職・代表者名		
法人等所在地		
支給対象施設	事業所名	
	サービスの種類	
担当者名		
連絡先（電話番号）		

※　辞退する支給対象施設が複数ある場合は、上記支給対象施設の事業所名に「別紙のとおり」と記入し、「別記第２号様式（別紙）」に事業所名を列記してください。

（別記第２号様式（別紙））

【辞退する支給対象施設の情報】

No.	法人等名		
	支給対象施設	事業所名	
		サービスの種類	
	支給対象施設	事業所名	
		サービスの種類	
	支給対象施設	事業所名	
		サービスの種類	
	支給対象施設	事業所名	
		サービスの種類	
	支給対象施設	事業所名	
		サービスの種類	
	支給対象施設	事業所名	
		サービスの種類	

※　No.欄には、通し番号を記入してください。（複数枚使用可）

第３号様式（第６条関係）

年　　月　　日

鹿屋市長　　様

振込口座申出書

年度鹿屋市障がい福祉施設ＬＰガス及び食材費高騰対策支援給付金については、下記の口座に振り込んでください。

記

１　対象者情報

法人等名	
役職・代表者名	
法人等所在地	
担当者名	
連絡先（電話番号）	

２　振込口座情報

金融機関名		支店名等	
預 金 種 別		口座番号	
フ リ ガ ナ			
口 座 名 義			

注　対象者名義の口座を御記入ください。